

# 成年後見制度と避難行動要支援者支援制度

## もしもの時... 支援者が力に

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 37 年には、鳩山町は 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になる見込みです。住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、支えてくれる人の力が必要不可欠です。  
もしもの際に支えとなる、成年後見制度と避難行動要支援者支援制度をご案内します。

### 成年後見制度

判断能力が不十分な人を守る援助者を選び、法的に支援する制度

成年後見制度は、障がい者や高齢者が、認知症や知的・精神障がいなどで、判断能力が不十分になってしまった時に、本人に代わって財産管理や介護サービス、施設に入る契約をするなどの身上監護などの際、本人の意思を最大限尊重しながら支援する制度です。  
超高齢化社会を迎え、支援が

必要な方が増加しています。しかし、成年後見制度の利用は進んでいないのが現状です。  
将来に備え、信頼できる相談相手が必要  
3月19日、成年後見制度の周知のため、町ふれあいセンターで一般社団法人コスモス成年



後見サポートセンターの協力を得て、「鳩山町の高齢化と成年後見を考えるワークショップ」(主催：町健康福祉課・地域包括支援センター。写真右)を開催しました。

### 成年後見制度の種類

#### 判断能力が不十分になる前は...

▶「任意後見制度」を利用  
将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約に決めておく制度です。

#### 判断能力が不十分になってからは...

▶「法定後見制度」を利用  
家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる制度です。利用するためには、家庭裁判所に「審判」の申立てをします。  
本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

参加者からは、「身寄りのないことが不安」「男性は近所づきあい苦手」「将来に向けて何をしたらよいか分からない」など、不安の声が溢れました。一方で、「話せる相手は誰でもいいわけではない」「認知症を周りに知られたくない」「認知症を周りに知られたくない」などといった、信頼できる相談相手をお願いする声も聞かれました。  
家族や自身のことでも不安を感じるけれどプライバシーも心配、という方は、法的に支援する成年後見制度について、ぜひご相談ください。

### こんなときはご相談を

「親が消費者被害にあわないか心配」「障がいのある子どもの将来が不安」「自分の老後のことが心配」など、困ったことや不安なことがある場合は、下記までご相談ください。

- 【障がい者に関すること】  
▶ 役場健康福祉課 TEL296-1241 FAX296-3390
- 【高齢者に関すること】  
▶ 町包括支援センター TEL296-7700 FAX298-0077



### 避難行動要支援者支援制度

災害時に一人で避難できない人への安否確認や避難支援等を行う制度

町では、災害時のセーフティネットを構築するため、災害時に一人で避難できない方を対象に、災害時の安否確認や

避難支援を行う「避難行動要支援者支援制度」を実施しています。  
この制度は、高齢者や障がい



者など、一人で避難ができない方(避難行動要支援者)の情報を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援や安否確認、平常時の声かけや見守り活動に役立っています。

### 必要不可欠な「地域支援者」の活動にご協力を

この制度で、声かけや安否確認を行うのが「地域支援者」です。この地域支援者を決めるには、まずは避難行動要支援者の方にお話を伺います。そして町が民生委員・児童委員に適任者を推薦してもらい、地域支援者になる方から同意をもらい決定します。(上図参照)

平成28年3月末現在、避難行動要支援者名簿には304人の避難行動要支援者が登録されています。

災害発生時にすぐ対応できるのは、近隣の住民の方です。要支援者が安心して暮らせるためには、ご近所にお住まいの地域支援者のご協力は必要不可欠です。普段からの見守りや災害時の支援を受ける環境は、要支援者にとってとても心強いことです。安心できる地域づくりに、ぜひご協力ください。

■ 申込・問合せ 役場健康福祉課 296-1241

### 6月から民生委員・児童委員が訪問活動を行います

町では、地域支援者を近隣の住民の方に依頼する活動を、民生委員・児童委員の皆さんにご協力いただき進めています。6月は名簿登録者を対象に個別訪問を実施します。  
すでに避難行動要支援者名簿に登録している方を対象に、登録内容の確認と、要支援者を支援する「地域支援者」への活動の呼びかけも行いますので、皆さまのご協力をお願いします。なお、訪問する民生委員・児童委員は必ず身分証明書を携帯しています。ご心配の場合は役場健康福祉課にご確認ください。

### 避難行動要支援者支援制度のイメージ

